

## 6月23日～29日は 男女共同参画週間です！

**国** では『男女共同参画社会基本法』の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。『男女共同参画社会基本法』の目的や基本理念について理解を深めることを目指し、男女共同参画の推進を重点とした各種行事等が、全国各地で展開されます。

今年度は『女性活躍推進法』の完全施行から1年が経過し、既に働いている方のみならず、これから働くとしている女性も男性も、自らの意思により個性と能力を發揮して活躍できる職場をつくれるよう「男で○、女で○、共同作業で○。」がキャッチフレーズに選ばされました。

町では、平成21年度に「男女共同参画推進プラン2010」を策定し、男女と地域と町の調和に重点を置いた「ひろげよう 男女の和 地域の話 寄居の輪」を基本理念として、事業の推進に努めています。

### ■男女共同参画パネル・ポスター展示

6月22日～29日に役場1階ロビーで男女共同参画パネル・ポスター展示を実施します。今回展示するのは「デートDV啓発ポスター」と「知っていますか? デートDVポスター」です。若年者における



る交際相手からの暴力のことを「デートDV」といいます。暴力には、殴る・蹴るなどのほか、言葉の暴力やメールをチェックするなど、さまざまな形があります。お互いに相手を尊重する関係のつくり方について考えてみましょう。ぜひ、ご来庁ください。

### ■問い合わせ

人権推進課 (☎581-2121内線412)

## お電話ください！

### 男性のための電話相談

**埼** 玉県男女共同参画推進センター（愛称:With You）では、男性臨床心理士による男性のための電話相談を実施しています。悩みがあるときや被害を受けたとき「男だから相談できない」という思いはありませんか？ 悩みや生きづらさを感じている男性は、ぜひご利用ください。

### ■日時

6月18日(日)、7月23日(日)、8月27日(日)、9月24日(日)、10月22日(日)、11月26日(日)、12月24日(日)、平成30年1月28日(日)、2月25日(日)、3月25日(日) 午前11時～午後3時

### ■対象

県内在住・在勤・在学の男性（性自認が男性の方を含む）

### ■相談電話番号

**☎048・601・2175**

### ■相談内容

職場や学校の人間関係、家族、夫婦、DV、生き方など男性全般の相談

### ■費用

無料（通話料のみご負担ください）

### ■その他

秘密厳守、匿名でお受けします。

### ■問い合わせ

埼玉県男女共同参画推進センター  
(☎048-601-3111)

## 実施します！

### 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

**さ** いたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は「いじめ」問題をはじめとする子どもの人権問題について、子どもが安心して気軽に相談できるよう専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、取り組んでいます。6月26日から7月2日までを、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間と定め、通常の受付時間を延長するなどして、一人でも多くの子どもたちからの相談を受け付けます。

### ■日時

6月26日(月)～30日(金) 午前8時30分～午後7時  
7月1日(土)、2日(日) 午前10時～午後5時

### ■相談電話番号

**☎0120・007・110**（全国共通・無料）

※IP電話からは接続できません。

### ■相談担当者

法務局職員、埼玉人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員

### ■その他

秘密は厳守します。

### ■問い合わせ

さいたま地方法務局人権擁護課 (☎048-859-3507)

## 児童手当受給者の皆さんへ 現況届をご提出ください！

**児** 童手当の現況届とは、毎年6月に、引き続き児童手当を受ける資格があるかどうかを確認する大切な届出です。現在、児童手当を受給している方には、6月上旬に用紙等を郵送します。6月中旬までに用紙が届かない場合は、子育て支援課へお問い合わせください。  
※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

### ■提出期限

**6月30日(金)**

### ■提出方法

郵送、または直接子育て支援課へ提出してください。

### ■現況届に必要な添付書類

○受給者（保護者）の健康保険被保険者証等の表面の写し  
※寄居町国民健康保険被保険者、または国民年金加入者は必要ありません。

○平成29年度（平成28年中分）課税証明書（所得、各種控除額、扶養親族等（年少扶養含む）の数が記載されているもの）

※今年の1月2日以降に寄居町へ転入してきた方のみ必要です。なお、配偶者が控除対象配偶者になっていない場合は、配偶者の分も必要となります。

### ■支給月額

#### 所得制限限度額未満の方

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| ○0～3歳未満（一律）                           | …15,000円             |
| ○3歳～小学校修了前<br>(第1子・第2子※)<br>(第3子以降※)  | …10,000円<br>…15,000円 |
| ○中学生（一律）                              | …10,000円             |
| ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。 |                      |

#### 所得制限限度額以上の方

|             |         |
|-------------|---------|
| ○0歳～中学生（一律） | …5,000円 |
|-------------|---------|

### ■所得制限限度額表

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額           | 収入額（目安）  |
|---------|-------------------|----------|
| 0人      | 622.0万円           | 833.3万円  |
| 1人      | 660.0万円           | 875.6万円  |
| 2人      | 698.0万円           | 917.8万円  |
| 3人      | 736.0万円           | 960.0万円  |
| 4人      | 774.0万円           | 1002.1万円 |
| 5人      | 812.0万円           | 1042.1万円 |
| 6人以上    | 所得額に1人につき38万円ずつ加算 |          |

※限度額の適用は、受給者の所得額で行います。配偶者の所得は合算しません。

※扶養親族等の数は、課税情報から人数を把握します。課税上扶養親族になっていない場合は、人数に含まれません。



### ■支給日

平成29年度の支給日は次のとおりです。

- 6月9日(金)
- 10月10日(火)
- 平成30年2月9日(金)

### ■その他の届出

次のいずれかに該当する場合は、印鑑等をご持参のうえ、子育て支援課で手続きをしてください。

- 出生等により、養育する児童が増えたとき
- 転入により寄居町で新しく受給することになったとき
- 寄居町から転出するとき
- 受給者が児童を養育しなくなったとき
- 受給者が公務員（郵政各社および国立大学法人等の職員を除く）になったとき
- 振込口座を変更するとき  
(支給日の1ヶ月前までに印鑑・通帳を持参してください)

### ■過年度の現況届について

平成27・28年度の現況届を提出されていない方は、至急提出してください。

■内閣府と厚生労働省のホームページでも児童手当の内容を確認できます。

**児童手当**

**検索**

### ■問い合わせ

子育て支援課 (☎581-2121内線133-134)